

受	令和 6 年 11 月 26 日
付	午前・午後 11 時 48 分

一般質問（代表・個人） 通告書

令和 6 年 11 月 26 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 榊原利宏

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 12 月定例会において
別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとに一問一答
○	1 回目から 質問事項（大項目）ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質 問 事 項
No. 1 - 1

ふるさと納税について

11月12日付「中日新聞」なごや東版に「ふるさと納税赤字深刻」の記事が載った。本市はそれによると、ふるさと納税の実質的な収支は7,387万円の赤字である。

一方、本市は令和6年度予算において寄附受入額を4,000万円とし、市内の新しい返礼品開発で寄附額の増加を見込むが、これで黒字に転換できるのかが問われている。

ふるさと納税の仕組みそのものに大きな問題があることも指摘されており、「改善」から「廃止」まで様々な議論がある。自治体によっては、ふるさと納税について明確な主張を掲げているところもある。

今回の質問は、ふるさと納税についての、収支の現状、見通しを問うこと。
この制度についての本市の基本的な考えを問うことである。

（１）本市のふるさと納税の収支の推移について

ア 収支の経年変化について

寄附受入額、返礼品などの経費、住民税控除額、国からの補填額、実質収支のこの3年あまりの経年変化を伺う。

イ 経費の内訳について

返礼品、その他経費の内訳を伺う。

※ 申し合わせ事項に留意する。

質 問 事 項
No. 1 - 2

ふるさと納税について

(2) 今後の本市のふるさと納税について

ア 返礼品について

(ア) 品目別実績数と提供事業者のメリット

(イ) 今後の商品拡充の計画は３月議会の表明以降どうなったか

イ 収支について

収支の今後の見通しはどうか。

ウ ふるさと納税についての本市の見解について

例えば東京都の主張は、「ふるさと納税は、地方税の原則を歪める」

要

「返礼品競争等により、ふるさとを応援するという寄附本来の趣旨が損なわれている」「高所得者ほど多額の返礼品を受け取れるなど、公平性の観点から問題がある」「『ワンストップ特例』は、国の減収分が地方へ転嫁されている」である。特別区長会は「廃止を含め抜本的見直し」を主張している。本市はどう考えているのか。

III]

エ 市民への周知について

ふるさと納税の本来の趣旨や収支についての広報を強めるべきではないか。

本市の主張も載せるべきではないか。

※ 申し合わせ事項に留意する。

※ 申し合わせ事項に留意する。

質 問 事 項
No. 2-2

公共施設等総合管理計画の進捗状況について

要

III]

イ 長寿命化の進捗状況について

(ア) 長寿命化計画の進展は見通しどおりか

公共施設等総合管理計画は「長寿命化」が計画の柱である。28ページには、公共建築物を長寿命化するときの公共建築物更新費用試算の棒グラフが掲載されている。ここでは、「令和3年12月末までに策定した各公共建築物の個別施設計画における、長寿命化対策を反映した更新費用」とされている。今後40年間で549.4億円、1年当たり13.7億円が必要ということである。棒グラフでは、令和5年度に「大規模改修」が50億円以上の突出した伸びを示しているが、果たして現実はこの見通しどおり進んでいるのか。

(イ) 地方債の活用について

政府では、公共用の建築物の長寿命化事業に対して、地方債活用を促している。この地方債は充当率90%、交付税措置率は財政力に応じて30%～50%で、令和8年度までのものである。

令和3年度以降、こうした地方債の活用状況はいかに？

(ウ) 今後の公共建築物長寿命化について

今後の財源確保の見通しなどどのような認識か。

※ 申し合わせ事項に留意する。

※ 申し合わせ事項に留意する。